

(委員会出席謝金)

第7条 企画運営委員会、編集委員会、資格制度運営委員会(研修委員会)、広報委員会、又は理事会にて設置が認められたその他の委員会若しくは特命委員会において、会員以外の有識者を委員として選任した場合の委員会出席謝金は以下の通りとする。

委員会出席謝金 1時間につき 10,000円

2 委員会出席の準備や、委員会と委員会の間でのメールでの意見交換等に要する時間については、別途の算定は行わない。

ただし、特別な資料作成を依頼した場合は、本規程第3条を準用して別途謝金を支払うことができるものとする。

(インタビュー謝金)

第8条 学会広報記事の作成等を目的として、会員以外の有識者に対して、インタビューを依頼した場合の謝金は以下のとおりとする。

インタビュー謝金 1回(2時間程度まで)につき 20,000円

2 時間は、当日のインタビューに要する時間を意味し、出来上がった原稿の確認等に要する時間については別途の算定を行わない。なお、インタビューに要する時間は、依頼時に予め設定しておくものとする。

(原稿執筆謝金)

第9条 学会広報記事の作成等を目的として、会員以外の有識者に対して、原稿執筆を依頼した場合の謝金は以下のとおりとする。

執筆謝金 400字あたり 2,000円

2 著者校正については別途の算定を行わない。なお、原稿の字数の上限は、依頼時に予め設定しておくものとする。

(学会誌査読料)

第10条 学会誌編集にあたり、会員以外の有識者に対して、投稿論文の査読を依頼した場合の謝金は以下の通りとする。

一 国内に居住する者 なし

二 海外に居住する者 1件あたり 20,000円

第4章 雑則

第11条 本規程に定める謝金につき、対象者が受け取りを辞退した場合には、支払いを要しない。